

○財務省告示第二百九十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年八月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第六
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びそ
の
条
項

会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

		七 イ 払 込 金 額					六 イ 発 行																		
非	者	特	国	行	争	行	争	非	者	特	国	行	争	利	行	争	非	者	特	国	行	争	利		
価	・	別	債	入	回	入	札	格	・	別	債	入	札	回	行	入	札	格	・	別	債	入	札	回	
競	Ⅱ	加	場	発	競	発	競	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅱ	加	
			三	円	三			で	た	条	特	十	い	に	る	八	つ	定	う	額					
			百		千			四	利	第	一	億	は	基	法	百	い	に	ち	面					
			九		九			百	付	二	国	九	、	づ	律	三	て	基	、	金					
			十		百			二	国	億	債	千	額	き	第	十	は	づ	財	額					
			億		七			円	に	の	に	百	面	発	万	、	き	政	で						
			七		十				つ	規	関	七	金	行	十	、	額	法	三						
			千		三				い	定	す	十	額	た	六	、	額	第	千						
			八		億				て	に	る	万	で	利	条	特	金	行	四						
			百		二				、	基	法	第	千	付	一	会	で	利	第	一					
			九		七				額	き	第	八	面	国	項	の	千	付	十						
			十		十五				面	発	行	百	額	債	に	規	百	国	五						
			万		万				金	行	十	八	千	に	定	六	億	債	億						
			円						額	し	六	八	八	つ	定	億	に	規	円						

各申込みの範囲内において各申
 込の金額を割り当てる。
 各申込みの順位は、各申
 込の金額の大きい順に、同
 じ金額の場合は、抽籤によ
 り決定する。

八 最 行 争
 額 低 入
 振 替 単 位
 九 振 替 単 位
 十 一 発 行 行 日
 十 二 利 率
 十 三 経 過 利 子
 の 払 込 み

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最も額の金と
 する。整数倍の金額によるものと

平成二十五年八月二十二日

額面金額百円につき九十九円四

十一年・九パーセント

(一) 年一募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えた算

式により算出した金額を第二
 十号の規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{1.55}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
 もとの記載又は記録さるもの
 座についで記載は、前記(一)の
 にり算出した金額から該金に
 より百分の二十・三、五乗
 じれた金額(たいたし、三、五
 を発行人においた、外国者
 が非居住者又は、(一)の算式
 り場合に出た金額に(一)の算式
 よる算出した金額に(一)の算式
 住者又は外国税人が適用する
 ける所得税の税率を乗じた金

十四 初期利子

額)を控除することができる。

平成二十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成六十五年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十五年八月二十二日

二十 払込期日